

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第9回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

第1 日時

平成18年9月15日（金）午前9時30分から午前11時20分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

（委員長）森脇勝（裁）

（委員） 大島宏彦（学），河野正憲（学・委員長代理），田中清隆（弁），
渡邊一弘（検）

（庶務） 白木名古屋高裁総務課長，神谷名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）白井名古屋高裁事務局長

第4 議題

- 1 平成19年4月の弁護士任官候補者に係る情報収集について
- 2 平成19年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について
- 3 平成18年10月に司法修習を終える判事補任命候補者に係る情報収集について
- 4 その他

第5 議事（進行）

1 説明事項等

（1）新委員の紹介等

5月19日付けで田中委員が新たに地域委員に任命された旨の紹介がなされ、同委員からあいさつがなされた。

また、同日付けで大島委員及び河野委員が再任された旨の紹介がなされた。

(2) 説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要があることから、白井名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了承され、入室した。

(3) 指名諮問委員会における審議結果の説明等

ア 平成18年10月の弁護士任官候補者及び平成19年2月の判事再任候補者に関する下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）における審議結果及び最高裁判所に対する答申結果について、庶務から説明がなされた。

イ 指名諮問委員会からの地域委員会に対する今回の依頼内容等につき、庶務から説明がなされた。

2 平成19年4月の弁護士任官候補者に係る情報収集について

(1) 情報収集の在り方について

従前どおり、次の方法により情報収集することで合意された。

① 候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、当該候補者について、所属の検察官又は裁判官が候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するよう依頼する。その際、候補者から提供された「担当事件リスト」（以下「事件リスト」という。）を参考資料として提供する。

なお、候補者が所属する弁護士会に対しては、このような周知依頼は行わない。

② 事件リストに基づき、当該事件に係る候補者の相手方代理人（当地域委員会の管内の弁護士会に所属する者に限る。）に対し、候補者に関する情報の提供を依頼する。

③ 候補者の弁護士活動の実情をよく知る者に対し、候補者に関する情報

の提供を依頼する（その前提として、候補者本人から自らの弁護士活動の実情をよく知る者の氏名等を提供してもらう。）。

（２）周知依頼文書について

ア 検察庁及び裁判所に対する依頼文書について

（ア）文案について

別紙１のとおりとすることです承された。

（イ）送付時期及び情報受付期間について

情報受付期間を平成１８年１０月２７日（期間後も特段の情報がある場合は受け付ける。）とした上で、速やかに発送することとされた。

イ 担当事件の相手方代理人に対する依頼文書について

（ア）文案について

別紙２のとおりとすることです承された。

（イ）送付時期及び情報受付期間について

情報受付期間を平成１８年１０月２７日（期間後も特段の情報がある場合は受け付ける。）とした上で、指名諮問委員会から、相手方代理人の氏名等の情報の提供があり次第発送することとされた。

ウ 候補者本人に対する情報提供者の氏名等の提供に係る依頼文書について

（ア）文案について

別紙３のとおりとすることです承された。

（イ）送付時期及び提出期限について

提出期限を平成１８年９月２９日とした上で、直ちに発送することとされた。

エ 候補者の弁護活動の実情を承知する者に対する依頼文書について

（ア）文案について

別紙４のとおりとすることです承された。

（イ）送付時期及び情報受付期間について

情報受付期間を平成18年10月27日（期間後も特段の情報がある場合は受け付ける。）とした上で、候補者本人から情報の提供があり次第発送することとされた。

3 平成18年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について

（1）情報収集の在り方について

ア 重点審議者について

重点審議者の所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に対し、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の事情を有する場合には、地域委員会において直接情報を受け付ける旨の周知を依頼する方法（従前の方法）で行うこととされた。

なお、一委員から、重点審議者について仮に情報がまったく得られなかった場合は、指名諮問委員会への報告に当たり、地域委員会として面接を実施することを検討すべきであるとの意見があったが、「情報が寄せられなかった」ということも当該重点審議者に係る一つの重要な情報であり、情報がなかったことの一事をもって地域委員会が面接を実施することは、指名諮問委員会の考え方に照らして相当ではないとして、現時点では特段の措置は講じないこととされた。

イ 重点審議者以外の者について

重点審議者同様、候補者の所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に対し、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の事情を有する場合には、地域委員会において直接情報を受け付ける旨の周知を依頼する方法（従前の方法）で行うこととされた。

なお、一委員から、再任（判事任命）候補者に係る情報収集の方法について、より多くの情報を得るため、誰について再任時期が到来しているかということだけでも、もう少し早く知らせるようにはできないか

との意見があったが、必ずしも全員が再任を希望するとは限らないことや、指名諮問委員会からの特定の候補者に係る情報提供の依頼を受けて初めて情報収集活動を行う地域委員会の性質等にかんがみ、特段の措置は講じないこととされた。

また、同一委員から、弁護士は、裁判官の顔と名前が一致しない者が多く、従来の方法では情報収集に限界があると思われるため、より多くの情報を効率良く収集できるようにするという観点から、裁判官本人を特定できる情報を可能な限り多く提供する等の配慮をすべきであるとの意見があったが、今回は、従前どおりの方法（現所属庁における在職期間のほか、名古屋高裁本庁及び名古屋地裁本庁所属の裁判官については、特に「現時点における所属部」も併せて周知する。）で行うことと了承された。

（２）周知依頼文書について

ア 文案について

別紙５のと通りの文面とすることと了承された。

イ 送付時期及び情報受付期間について

情報受付期間を平成１８年１０月２７日（期間後も特段の情報がある場合は受け付ける。）とした上で、速やかに発送することとされた。

４ 平成１８年１０月に司法修習を終える判事補任命候補者に係る情報収集について

従前同様、弁護士会、検察庁及び裁判所に対して一般的に情報提供依頼を行うことはしないが、特段の情報が寄せられた場合には、指名諮問委員会に提供することとされた。

５ その他（次回地域委員会の予定等）

次回地域委員会について、１１月１６日（木）午前９時３０分（既指定）に開催することを確認した。

なお、次回地域委員会までに何らかの問題等が生じた場合は、委員長は、

委員長代理に相談し，必要に応じて各委員に諮ることとされた。

以上